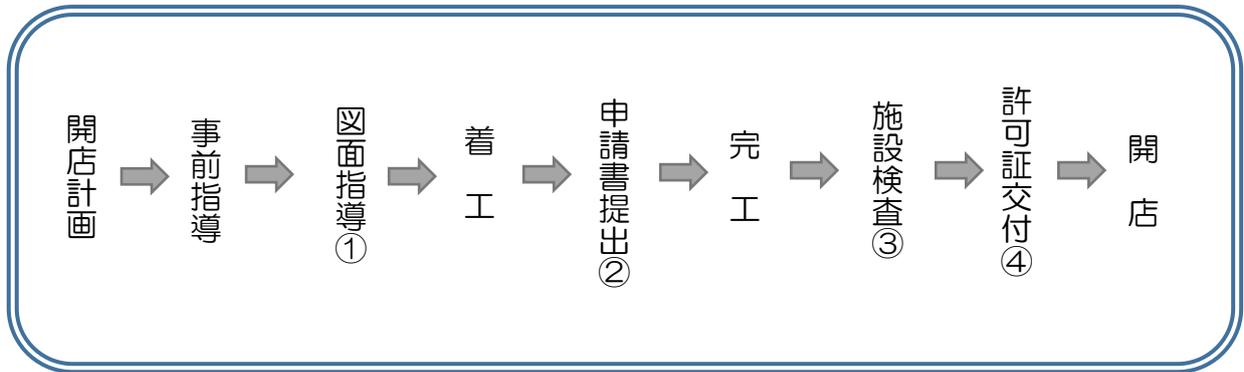




# 営業許可手続きの手順



- ① 施設基準に合致しているか等を事前に確認するため、施設の工事着工前に  
図面等を持参の上、相談してください。



- ② 申請書類 = 施設検査日の1週間前までに提出してください。

- ・ 営業許可申請書
  - ・ 食品衛生責任者の資格を証明するもの
  - ・ 営業施設の図面
  - ・ 水質検査成績書（井戸水等を使用する場合のみ）
  - ・ 許可申請手数料
  - ・ 登記事項証明書（営業者が法人の場合のみ）
- （島根県証紙にて納付）

※食品営業施設の営業者は、食品衛生責任者を定めなければなりません。食品衛生責任者の資格をお持ちでない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

- ③ 施設検査 = 検査時には営業者が立ち会ってください。

申請時に、日程調整させていただきます。

- ④ 許可証交付 = 事務処理上、検査日から1週間程度かかります。

開店日を予め設定されても、検査結果によっては予定日までに許可できないことがあります。



◆問い合わせ先◆

島根県県央保健所 衛生指導課

TEL：0854-84-9805

FAX：0854-84-9819